

佐倉市こども計画について

1. こども家庭庁の発足、こども大綱の制定

①こども家庭庁

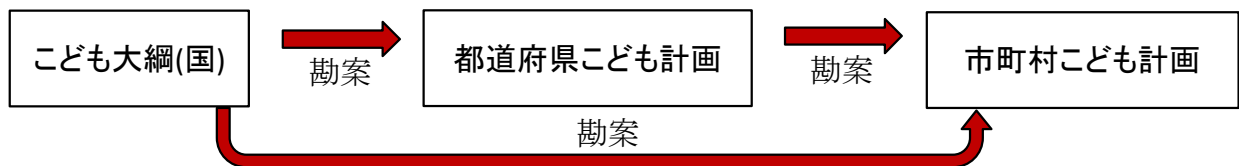
- ・令和5年4月1日発足。
- ・内閣府、厚生労働省、文部科学省における関係部署を統合。

②こども基本法

- ・令和5年4月1日施行。
- ・こどもに関する取組「こども施策」を進めるために制定。

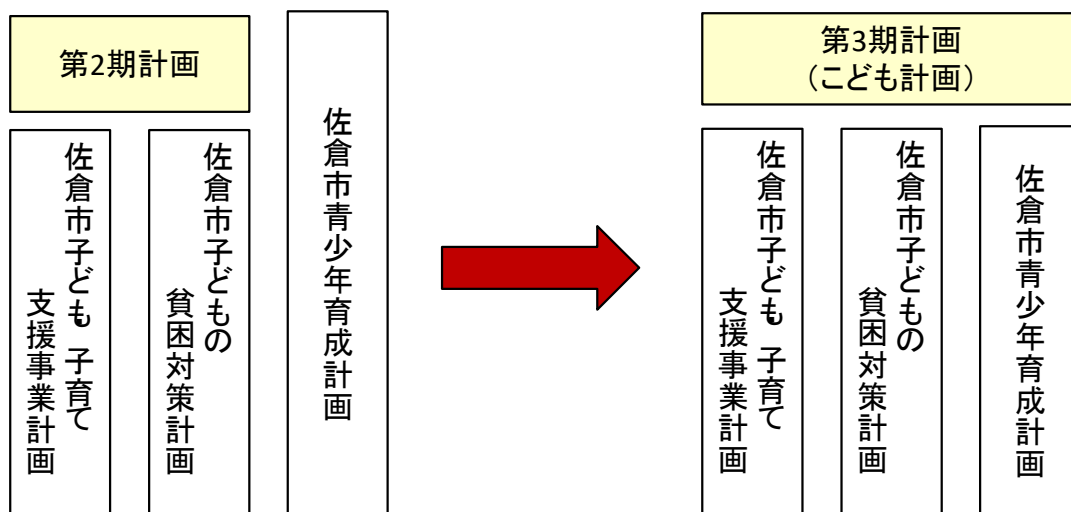
③こども大綱

- ・令和5年12月22日閣議決定。
- ・こども基本法第9条に規定。
- ・国が定めた「こども施策に関する大綱」。



2. 佐倉市こども計画

・佐倉市では、「佐倉市子ども・子育て支援事業計画」、「佐倉市子どもの貧困対策計画」及び「佐倉市青少年育成計画」を一体化させた「こども計画」を策定。令和7年度から令和11年度までを計画期間とする。



※中間年度である令和9年度に見直しを検討